

# 小川町立小中学校再編計画（長期計画）

令和5年2月

小川町・小川町教育委員会

# 目 次

はじめに	1
<b>I 町立小中学校の現状</b>	<b>2</b>
<b>1 児童生徒数（全体）</b>	<b>2</b>
(1) 小学校	3
(2) 中学校	4
<b>2 施設の状況</b>	<b>5</b>
<b>II 再編の実施</b>	<b>6</b>
<b>1 基本方針</b>	<b>6</b>
<b>2 実施</b>	<b>6</b>
(1) 長期計画の全体像	6
① 再編の形態	6
② 再編の時期	6
③ 通学方法	7
④ 教育内容等の調整及び心のケア	7
⑤ 再編に係る施設整備等	7
⑥ 学校と地域・保護者とのつながり	7
⑦ 部活動	7
(2) 実施方法	9
① 小学校	9
② 中学校	11
③ その他	13
(3) スケジュール	14

## はじめに

我が国の少子化に伴う学校規模適正化に係る課題については、全国で様々な取組が行われているところです。小川町においても、児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が生じており、教育環境の改善が喫緊の課題となっています。

小中学校の小規模化に伴う課題について、小川町教育委員会では、本町における望ましい学校教育の実現に資するため、学校の適正規模等について研究する外部識者による組織として、小川町小・中学校適正規模研究会を立ち上げ、平成30年2月に「小川町小・中学校の適正規模に関する調査研究報告書」をまとめました。

本報告書では、「小学校の小規模化に対して、現在の学校数を維持しながら手立てを講じていくのか、学校再編などの策を講じながら課題解決を図っていくのか、具体的な方向を検討することが必要な時期にあると考えます。」とされました。

このような状況を踏まえ、町教育委員会では、町立小中学校における抜本的な教育環境の改善を図るため、平成30年7月に小川町立小・中学校適正規模・適正配置検討基本方針を定め、学校再編を中心に据えて検討を行うことを決定しました。平成30年第4回定例会(12月議会)において、小川町学校再編等審議会条例の可決をいただき、学校再編等について多角的、多面的に審議いただくための附属機関として、小川町学校再編等審議会が設置されました。

平成31年3月、町長及び町教育委員会は、「小川町立小中学校の再編計画について」を同審議会に諮問し、令和2年3月には、諮問事項のうち短期計画について、答申「小川町立小中学校の短期計画について(答申)－東小川小学校を小川小学校に統合することについて－」が、令和3年2月には、長期計画について、答申「小川町立小中学校の長期再編計画について(答申)－町立小中学校全校を対象に学校を再編することについて－」が出されました。

これらの答申を受け、町・町教育委員会では、令和2年10月に策定した短期再編計画に基づき、令和4年4月には町立東小川小学校を町立小川小学校へ統合いたしました。

本計画は、当町の将来における教育環境を整備するため、学校再編における長期計画を策定するものです。

# I 町立小中学校の現状

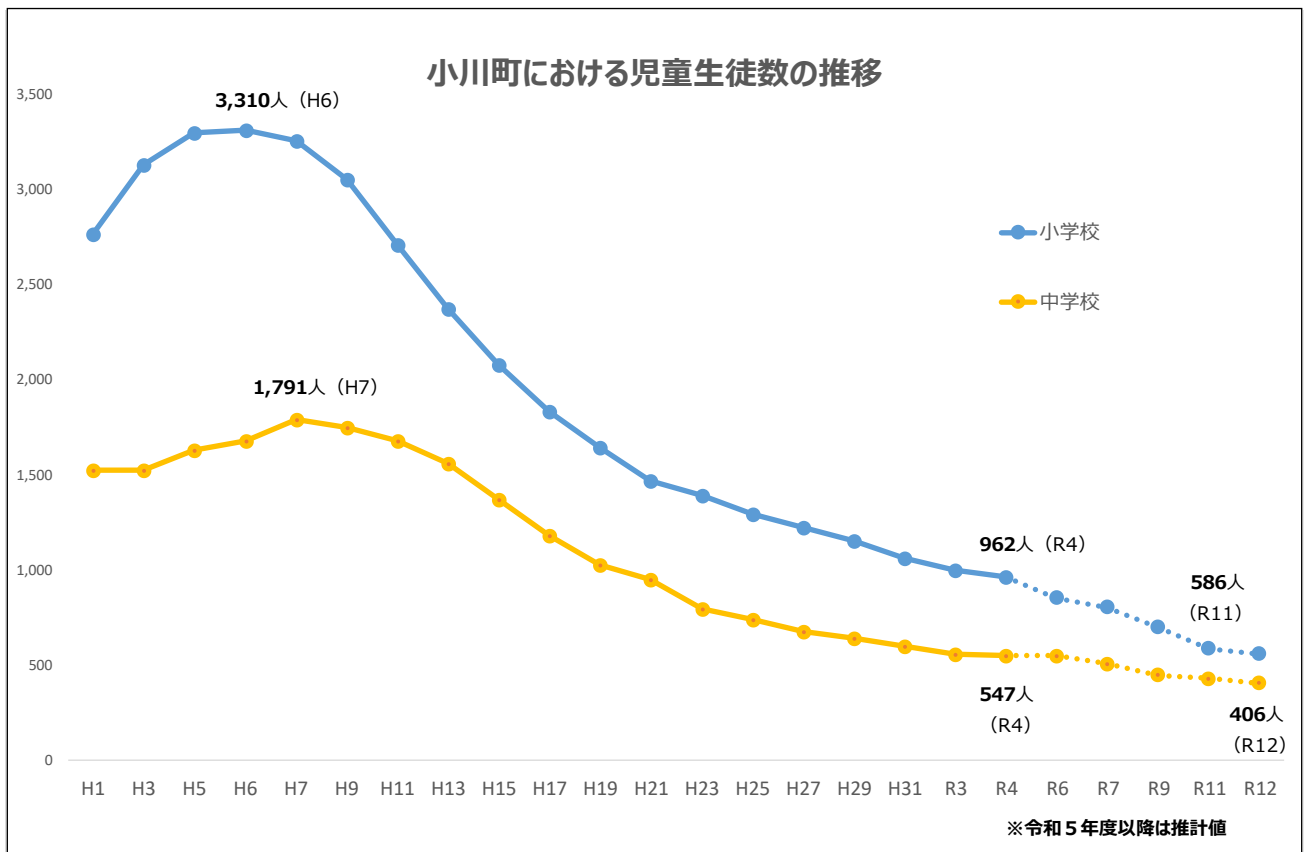
## 1 児童生徒数（全体）

町内の児童数（小学生）は、平成6年の3,310人をピークに減少に転じ、令和4年度には962人となり、3分の1以下に減少しています。

生徒数（中学生）についても同様に、平成7年の1,791人をピークに減少に転じ、令和4年度には547人となり、3分の1以下に減少しています。

少子化の進行に伴い、児童生徒数の減少傾向は今後も続くと考えられます。

表1 小川町における児童生徒数の推移



## (1) 小学校

令和4年度現在、町内小学校の児童数は962人となっています。  
 文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によれば、小学校における学級数の標準は、12学級以上18学級以下とされており、小川小学校を除く小学校については、標準に満たない学級数となっている状況です。

表2 令和4年5月1日現在児童数 (単位：人、学級)

学校名	項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
1 八和田小学校	児童数	21	17	17	19	24	23	8	129
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
2 小川小学校	児童数	56	55	59	55	72	67	18	382
	学級数	2	2	2	2	2	2	4	16
3 竹沢小学校	児童数	12	7	17	6	11	12	3	68
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
4 大河小学校	児童数	33	22	25	25	28	29	7	169
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
5 みどりが丘小学校	児童数	28	33	34	37	33	43	6	214
	学級数	1	1	1	1	1	2	2	9
小学校 合計	児童数	150	134	152	142	168	174	42	962
	学級数	6	6	6	6	6	7	12	49

表3 令和11年度児童数の見込 (現在の5校が継続した場合) (単位：人、学級)

学校名	項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
1 八和田小学校	児童数	10	10	14	14	17	12	0	77
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	6
2 小川小学校	児童数	51	51	42	54	37	47	0	282
	学級数	2	2	2	2	2	2	0	12
3 竹沢小学校	児童数	7	7	10	9	7	16	0	56
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	5
4 大河小学校	児童数	15	15	20	16	17	26	0	109
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	6
5 みどりが丘小学校	児童数	6	6	10	6	20	14	0	62
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	5
小学校 合計	児童数	89	89	96	99	98	115	0	586
	学級数	6	6	5	6	5	6	0	34

※ 竹沢小学校4・5学年、みどりが丘小学校の2・3学年は複式学級となる見通し

※ 学級数の標準…学校教育法施行規則第41条「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情のある時は、この限りでない。」とされる。

## (2) 中学校

令和4年度現在、町内中学校の生徒数は547人となっています。  
文部科学省が示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によれば、中学校における学級数の標準は、12学級以上18学級以下とされており、東中学校を除く中学校については、標準に満たない学級数となっている状況です。

表4 令和4年5月1日現在生徒数 (単位：人、学級)

学校名	項目	1年	2年	3年	特支	合計
1 東中学校	生徒数	98	98	91	21	308
	学級数	3	3	3	4	13
2 西中学校	生徒数	45	28	53	11	137
	学級数	2	1	2	3	8
3 檜台中学校	生徒数	33	34	28	7	102
	学級数	1	1	1	3	6
中学校 合計	生徒数	176	160	172	39	547
	学級数	6	5	6	10	27



表5 令和12年度生徒数の見込 (現在の3校が継続した場合) (単位：人、学級)

学校名	項目	1年	2年	3年	特支	合計
1 東中学校	生徒数	59	68	77	4	208
	学級数	2	2	2	1	7
2 西中学校	生徒数	42	32	45	0	119
	学級数	2	1	2	0	5
3 檜台中学校	生徒数	14	37	28	0	79
	学級数	1	1	1	0	3
中学校 合計	生徒数	115	137	150	4	406
	学級数	5	4	5	1	15

※ 学級数の標準…学校教育法施行規則第79条において、第41条を準用すると規定。  
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情のある時は、この限りでない。

## 2 施設の状況

学校施設の多くは昭和40年代以降の児童生徒数の急増期に建設されており、近年は経年による劣化や機能低下が進んでいます。現在では、全学校において校舎の耐震化は完了したものの、今後、老朽化対策や教育設備の更新等の大規模改修や建替え等の対応を迫られています。（小川町学校施設長寿命化計画より引用）

表6 町立学校施設の状況等（令和4年5月1日現在）

名称	建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数
八和田小学校	屋内運動場	S	1	719	S47	50
	校舎1	R	3	3,130	S55	42
	校舎2	S	1	145	H2	32
	エレベーター棟	S	3	72	H13	21
小川小学校	校舎1	R	3	1,619	S53	44
	校舎2	R	3	2,289	S53	44
	校舎3	R	3	2,252	S53	44
	渡り廊下	R	2	69	S53	44
	屋内運動場	S	2	1,457	S53	44
竹沢小学校	校舎	R	3	3,579	H3	31
	屋内運動場	S	2	1,070	H4	30
大河小学校	校舎1	R	3	3,179	S57	40
	渡り廊下	R	2	283	S57	40
	校舎2	R	3	2,055	S57	40
	屋内運動場	S	2	1,400	S58	39
みどりが丘小学校	校舎1	R	2	3,468	H2	32
	屋内運動場	S	2	1,113	H3	31
	校舎2	R	2	1,323	H5	29
東中学校	校舎1	R	3	2,806	S44	53
	校舎2	R	2	1,431	S44	53
	渡り廊下	S	2	34	S44	53
	屋内運動場	S	2	1,486	S45	52
	校舎3	S	1	299	S57	40
	校舎4	R	3	1,106	S60	37
西中学校	特別教室棟	R	2	1,176	H5	29
	校舎1	R	2	1,443	H26	8
	校舎2	R	3	754	H26	8
	屋内運動場	R	2	1,592	H26	8
櫻台中学校	校舎	R	3	5,474	H8	26
	屋内運動場	R	2	1,223	H8	26
	部室	R	1	311	H8	26

※「構造」…S：鉄骨造、R：鉄筋コンクリート造

## II 再編の実施

### 1 基本方針

---

小川町における学校再編にあたっては、以下の基本方針に基づき実施します。

#### <再編基本方針>

- (1) 近年における児童生徒数の減少に伴って生じている教育課題を緩和、解消するため、町立小中学校全校を対象として再編を行う。
- (2) 再編計画策定にあたっては、長期的な視点をもって行うとともに、併せて短期的な課題解決が可能な学校についての再編を行う。
- (3) 小学校の複式学級編制の状況を教育環境劣化の重要課題として捉え、再編を行う。
- (4) 再編に伴い通学距離等が変わることにより、環境の変化が生じる可能性のある児童生徒については、その安全確保を検討する。
- (5) 児童生徒の安全安心と教育効果の維持・向上を図るため、学校施設の老朽化への対策を検討する。

### 2 実施

---

#### (1) 長期計画の全体像

---

##### ① 再編の形態

###### ア 小学校

町立小学校 5 校を 2 校に再編し、小川小学校と西中学校の位置に新設する。

###### イ 中学校

町立中学校 3 校を 1 校に再編し、檮台中学校の位置に新設する。

##### ② 再編の時期

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 令和 7 年 4 月 1 日  | 西中学校と檮台中学校を統合し檮台中学校の位置に新設校を設置する   |
| 令和 9 年 4 月 1 日  | 竹沢小学校と大河小学校を統合し西中学校の位置に新設校を設置する   |
| 令和 11 年 4 月 1 日 | 八和田小学校と小川小学校を統合し小川小学校の位置に新設校を設置する |
| 令和 11 年 4 月 1 日 | みどりが丘小学校を西中学校の位置の新設校に統合する         |
| 令和 12 年 4 月 1 日 | 東中学校を檮台中学校の位置の新設校に統合する            |



### ③ 通学方法

#### ア 小学校

徒歩またはスクールバス等を用いる。ただし、集合場所までは徒歩とする。

#### イ 中学校

徒歩通学または自転車通学とする。

### ④ 教育内容等の調整及び心のケア

統合校ごとに教職員・保護者代表等を中心として「統合準備委員会」を立ち上げ、統合に係る諸課題の解決・調整を図る。

円滑な統合を図るため、統合前から統合校同士の交流等を行う。

### ⑤ 再編に係る施設整備等

再編に伴い生じる必要な施設の整備等を行う。

### ⑥ 学校と地域・保護者とのつながり

学校と地域・保護者とのつながりについて、学校と地域との関係を踏まえ、これまでの活動がいかされるよう、各関係主体により協議体を設置する等、協議・調整を行う。

### ⑦ 部活動

各中学校の既存の部活動をいかしながら、今後の学校規模等を考慮して設置する。

表 7-1 現在の小中学校の位置及び通学区域（旧東小川小学校含む）

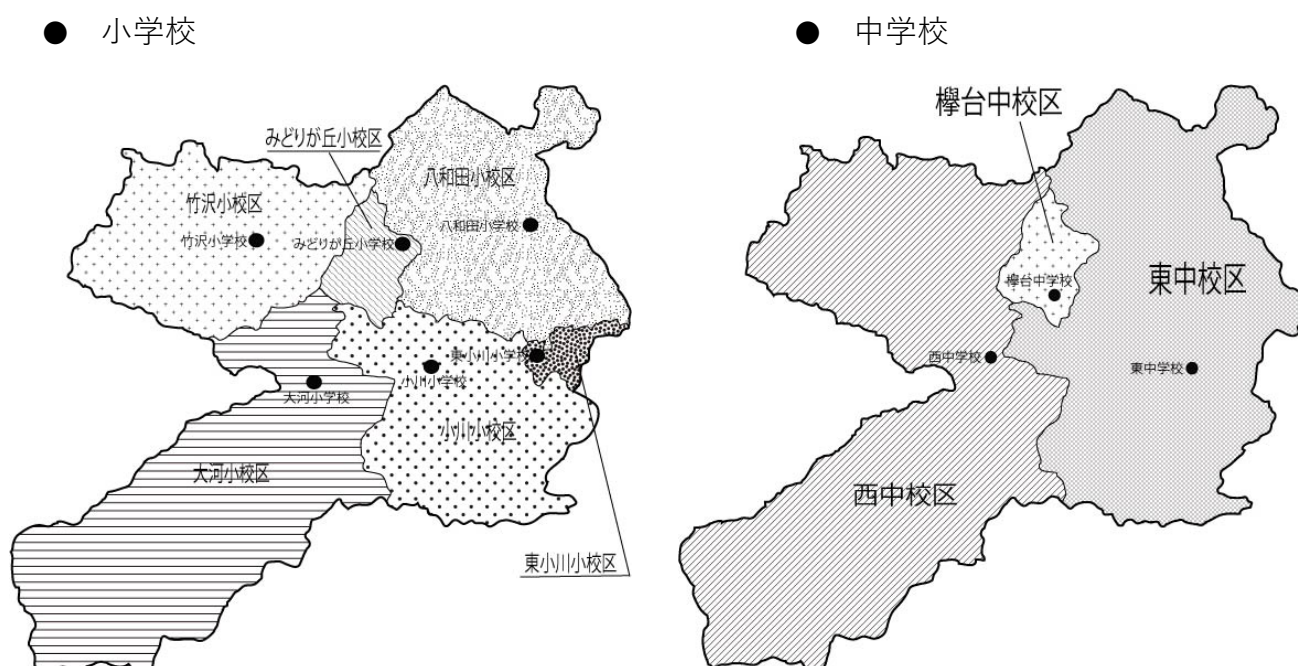
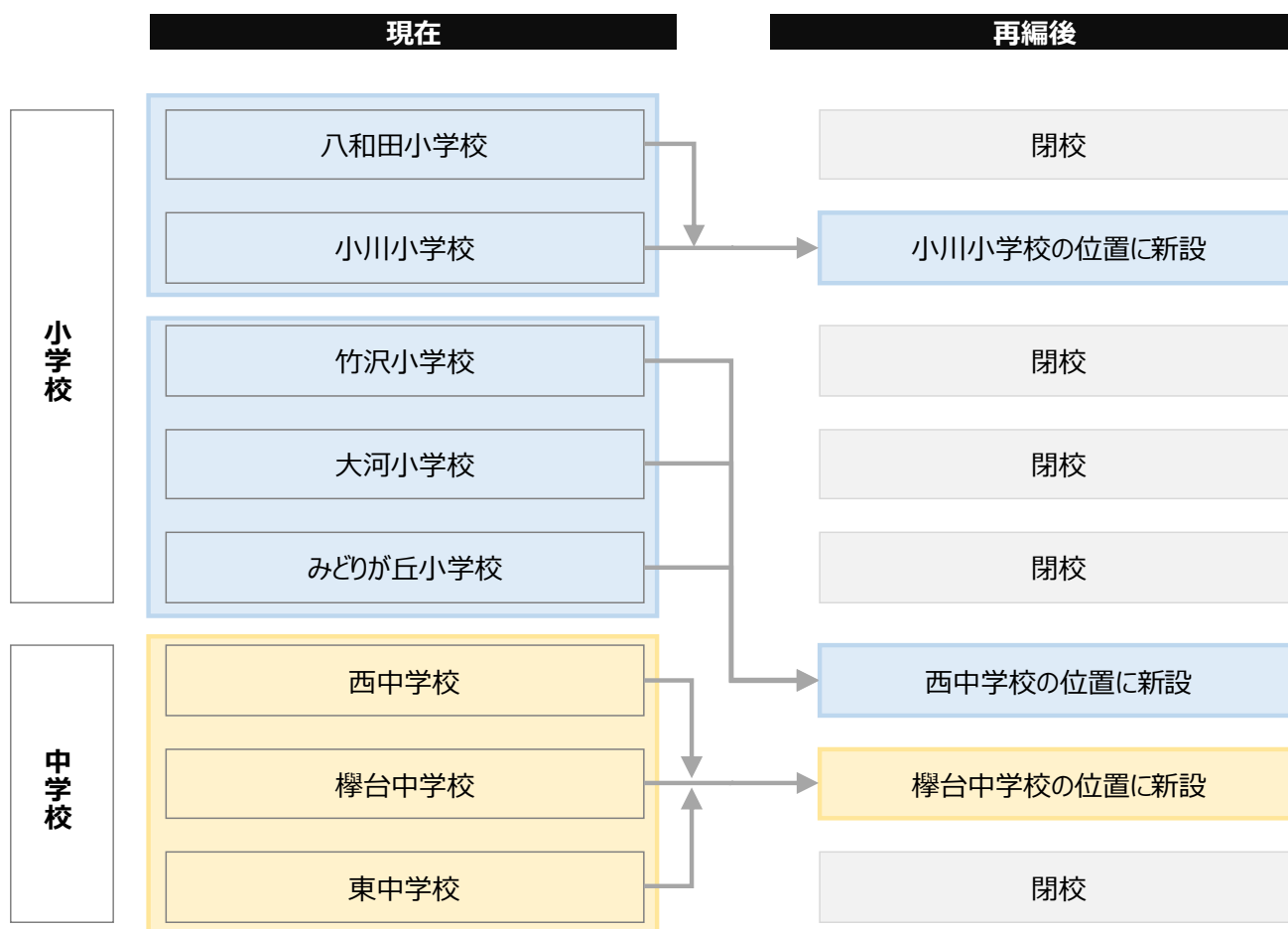


表 7-2 長期計画における小中学校の再編イメージ



## (2) 実施方法

### ① 小学校

#### ア 再編の形態及び計画の期間

小学校の再編及び計画の期間は、以下のとおりとします。

- 令和9年4月1日に竹沢小学校と大河小学校を統合し、西中学校の位置に新設校を設置する。2校の通学区域は、新設校の通学区域とする。
- 令和11年4月1日に八和田小学校と小川小学校を統合し、小川小学校の位置に新設校を設置する。2校の通学区域は、新設校の通学区域とする。
- 令和11年4月1日にみどりが丘小学校を西中学校の位置の新設校に統合する。みどりが丘小学校の通学区域は、新設校の通学区域とする。

表8 令和11年度学校再編後の児童数の見込

(単位：人、学級)

構成校	学校名	項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計	
1	八和田小 小川小	新設小学校 (現小川小)	児童数	61	61	56	68	54	59	0	359
			学級数	2	2	2	2	2	2	0	12
2	竹沢小 大河小 みどりが丘小	新設小学校 (現西中)	児童数	28	28	40	31	44	56	0	227
			学級数	1	1	2	1	2	2	0	9
小学校 合計		児童数	89	89	96	99	98	115	0	<b>586</b>	
		学級数	3	3	4	3	4	4	0	<b>21</b>	

#### イ 通学方法

通学方法は、以下のとおりとします。

- 通学方法は、徒歩またはスクールバス等とする。ただし、集合場所までは徒歩とする。

学校再編に伴い、多くの児童の通学区域が広範囲に及び遠距離通学（※参考）になることが想定されます。児童の通学距離が増大することに対し、体力的な負担軽減と通学上の安全確保のため、スクールバス等を利用します。ただし、再編後にあっても通学距離に大きな変動がなく、体力的な負担の増加がない児童については、徒歩通学の範囲を2～2.5kmを目安として、徒歩通学とします。

登校時については、所定の場所に徒歩等で集合し、そこから徒歩またはスクールバス等で登校します。

下校時については、学年ごとに下校時刻が異なることから、基本的には学年単

位で同時刻のスクールバスに乗車して下校するか、徒歩で下校します。

スクールバス等の利用に伴う諸課題については、統合準備の段階で検討し対策を講じていきます。

- ※ 遠距離通学…義務教育諸学校の施設費等の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項 小学校の適正な通学距離は、おおむね4 km 以内とされる。

## ウ 教育内容等の調整及び心のケア

教育内容等の調整及び心のケアについては、以下のとおりとします。

- 関係学校教職員・保護者代表等を中心として、「統合準備委員会」を立ち上げ、再編に係る諸課題の解決・調整を図る。
- 特に、統合による児童の心的ストレス等に配慮して、統合前から関係学校の交流等を行い、円滑な再編と再編後の学校生活の充実を図る。

関係学校の学校運営協議会の連携を図り、円滑に再編が進むよう、協議を進めていきます。児童への対応として、学校生活に関することについて、総合的な内容の事前説明を行います。また、再編に先立ち、関係学校の児童同士や、教職員の交流の機会を設け、いじめや不登校の防止など、児童の心身の安全安心を図るための取組を行います。

保護者への対応として、学校再編後に想定される状況変化等の説明を行い、再編に向けての準備を行います。

なお、具体的取組については、「統合準備委員会」を中心に、以下の事項等について、その内容の検討及び調整を図ります。

### <検討・調整事項>

- 教育課程（学校行事等）
- 学校運営方法（学校の決まり等）
- 通学班
- 学校支援組織（PTA 組織、学校応援団等）
- 新設校の名称等

## エ 再編に係る施設整備等

再編に係る施設整備等については、以下のとおりとします。

- 再編に伴い生じる必要な施設の整備等を行う。

学校の施設・設備、備品等について事前調査を行い、既存の設備・備品等の活用も含め、再編後の教育活動に支障のないように整備を進めます。

## オ 学校と地域・保護者とのつながり

学校と地域・保護者とのつながりについては、以下のとおりとします。

- 学校と地域・保護者とのつながりについては、学校と地域の関係を踏まえ、これまでの活動がいかされるよう、各関係主体による協議体を設置する等、協議・調整を行います。

### <協議・調整事項>

- 地区行事等
- 学校支援組織（PTA、学校応援団等）
- 放課後学童クラブ
- 学校の災害時の避難所としての機能

## ② 中学校

### ア 再編の形態及び計画の期間

中学校の再編及び計画の期間は、以下のとおりとします。

- 令和7年4月1日に西中学校と檮台中学校を統合し、檮台中学校の位置に新設校を設置する。2校の通学区域は、新設校の通学区域とする。
- 令和12年4月1日に東中学校を檮台中学校の位置の新設校に統合する。東中学校の通学区域は、新設校の通学区域とする。

表9 令和12年度学校再編後の生徒数の見込 (単位：人、学級)

構成校	学校名	項目	1年	2年	3年	特支	合計
1	東中 西中 檮台中	生徒数	115	137	150	4	406
		学級数	3	4	4	1	12
中学校 合計		生徒数	115	137	150	4	406
		学級数	3	4	4	1	12

### イ 通学方法

通学方法は、以下のとおりとします。

- 通学方法は、徒歩通学または自転車通学とする。

### ウ 教育内容等の調整及び心のケア

教育内容等の調整及び心のケアについては、以下のとおりとします。

- 関係学校教職員・保護者代表等を中心として、「統合準備委員会」を立ち上げ、再編に係る諸課題の解決・調整を図る。
- 特に、統合による生徒の心的ストレス等に配慮して、統合前から関係学校の交流等を行い、円滑な再編と再編後の学校生活の充実を図る。

小学校の再編と同様、関係学校の学校運営協議会の連携を図り、円滑に再編が進むよう、協議を進めていきます。生徒への対応として、学校生活に関することについて、総合的な内容の事前説明を行います。また、再編に先立ち、関係学校の生徒同士や、教職員の交流の機会を設け、いじめや不登校の防止など、生徒の心身の安全安心を図るための取組を行います。

保護者への対応として、学校再編後に想定される状況変化等の説明を行い、再編に向けての準備を行います。

なお、具体的取組については、「統合準備委員会」を中心に、以下の事項等について、その内容の検討及び調整を図ります。

#### <検討・調整事項>

- 教育課程（学校行事等）
- 学校運営方法（学校の決まり等）
- 学校支援組織（PTA 組織、学校応援団等）
- 新設校の名称等

### エ 再編に係る施設整備等

再編に係る施設・備品整備については、以下のとおりとします。

- 再編に伴い生じる必要な施設の整備等を行う。

学校の施設・設備、備品等について事前調査を行い、既存の設備・備品等の活用も含め、再編後の教育活動に支障のないように整備を進めます。

### オ 学校と地域・保護者のつながり

学校と地域・保護者とのつながりについては、以下のとおりとします。

- 学校と地域・保護者とのつながりについては、これまでの学校と地域の関係を踏まえ、これまでの活動がいかされるよう、各関係主体による協議体を設置する等、協議・調整を行います。

<協議・調整事項>

- 地区行事等
- 学校支援組織（PTA、学校応援団等）
- 学校の災害時の避難所としての機能

**カ 部活動**

部活動については、以下のとおりとします。

- 各中学校の既存の部活動をいかしつつ、今後の学校規模等を考慮して、部活動を設置していく。

表 10 現行の中学校における部活動の状況

No	東中学校	西中学校	檜台中学校
1	野球	野球	
2	ソフトテニス（男）	ソフトテニス（男）	ソフトテニス（男）
3	ソフトテニス（女）	ソフトテニス（女）	ソフトテニス（女）
4	バレーボール（女）		バレーボール（女）
5	バスケットボール（男）		バスケットボール（男）
6	バスケットボール（女）		
7	陸上競技		
8	卓球（男）	卓球（男）	
9	卓球（女）	卓球（女）	
10	サッカー	サッカー	
11	剣道		
12		ソフトボール	
13	吹奏楽	吹奏楽	吹奏楽
14	美術		総合文化

③ その他

関係学校の再編により生じる課題について、関係機関・町関係各課と情報共有を図り、連携しながら対応していきます。

### (3) スケジュール

実施にあたっては、下記スケジュールにより段階的に再編を行っていきます。

表 11 小川町立小中学校再編計画（長期計画）実施スケジュール

